

## 麻生区子育て人材バンク事業利用規程

### 1 名称 麻生区子育て人材バンク事業

### 2 目的及び内容

地域の子育てを地域で支援するために、子育ての支援を行う者（子育てボランティア）と支援を受ける者（利用会員）が麻生区子育て人材バンクに登録を行い、利用会員の派遣の依頼を受け、麻生区子育て人材バンク事務局（以下、「事務局」）が条件に合致する子育てボランティアを派遣し、利用会員の活動の支援を行う。

### 3 子育てボランティア登録及び活動内容

#### (1) 登録条件

川崎市内を主な活動地域とし、心身ともに健康で子育て支援に理解と熱意を有する18歳以上で次のいずれかの条件を満たす者及び団体。

ア 麻生市民館と麻生区社会福祉協議会等で実施している保育ボランティア研修の履修者。

イ 読み聞かせや音楽、体操等を通じて利用会員を指導することができ、一定の活動経験を有する者。

ウ 保育士、幼稚園教諭、栄養士、看護職等の資格を有する者。

エ 子育て支援に関わる活動を行っている学生。

オ その他、区がこの事業に相当と認める者。

#### (2) 登録方法

様式1「麻生区子育て人材バンク子育てボランティア登録票」又は事務局の指定する方法により申請する。

#### (3) 支援活動の内容

ア 利用会員が活動する際の遊戯指導（読み聞かせ、手遊び、リズム体操、紙芝居、工作など）や保育。

- イ 利用会員が子どもに関する講座やイベントを開催する際の子どもの保育。
- ウ その他利用会員の活動を支援するために必要と認める支援。

(4) 子育てボランティアの義務

- ア 支援活動を通じて知り得た利用会員の情報を他に漏らさないこと。
- イ 支援活動を通じて物品の販売・斡旋及び宗教活動、政治活動を行わないこと。
- ウ 支援活動中の子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めたときは状況に応じた適切な処置をとること。
- エ 団体登録の場合は、団体の構成員名簿を事務局の求めに応じて提出すること。
- オ 事務局の依頼に基づき支援活動を実施し、支援活動後は事務局の指定する方法により報告を実施すること。

(5) 活動経費

活動にかかる経費として、1回の派遣につき1,500円を事務局より支給する。

(6) 登録の抹消

子育てボランティアが次のいずれかに該当するとき、子育てボランティア登録を抹消することができる。

- ア 退会の申し出をしたとき。
- イ ふさわしくない行為があったとき。
- ウ 子育てボランティアの義務に違反したとき。

4 利用会員の登録及び利用内容

(1) 登録条件

- ア 川崎市内に居住し、区内で子育てを目的とした活動を行っている保護者と子3組以上の団体。
- イ 活動が法令又は公序良俗に反せず、政治・宗教・営利を目的としない活動であること。

ウ 国、地方公共団体又は出資法人等により、当該活動に関わる費用の補助を受けていないこと。

(2) 登録及び子育てボランティアの派遣依頼方法

ア 活動支援を希望する団体は、初回の子育てボランティアの派遣依頼をもって、利用会員登録が行われることとする。

イ 利用会員は様式3「麻生区子育て人材バンク 派遣依頼書」又は事務局の指定する方法により子育てボランティアの派遣を依頼する。

(3) 利用内容

ア 活動する際の遊戯指導や保育。

イ 子どもに関する講座やイベントを開催する際の子どもの保育。

ウ その他、活動するために必要と認める支援。

(4) 利用時間

利用時間は原則として月曜日から日曜日の午前9時から午後5時までの間の3時間以内とし、1日につき1回の利用とする。

(5) 派遣に関わる人数及び費用

ア 年度ごとの子育てボランティアの派遣人数は1団体につき12人までとする。

イ 1回の子育てボランティアの派遣人数は原則3人までとする。

(6) 利用会員の義務

ア 本事業を通じて知り得た子育てボランティアの情報を他に漏らさないこと。

イ 利用会員は、子育てボランティアの派遣依頼を行った日程の活動に中止、変更等が生じた場合は、速やかに事務局に報告をしなければならない。

ウ 事務局の求めに応じ、団体の活動状況等の報告を行うこと。

(7) 登録の抹消

利用会員が、次のいずれかに該当する時、登録を抹消することができる。

ア 退会の申し出をしたとき。

イ 川崎市外に転居または麻生区内での活動をやめたとき。

ウ 利用会員が子育てサークルの活動を解散又は停止したとき。

エ ふさわしくない行為があったとき。

オ 2年間連続して本事業の利用実績がないとき。ただし、登録の抹消は当該年度の末日に行うものとする。

## 5 個人情報 の 取扱い

本事業で収集した個人情報は、麻生区役所及び本事業の委託事業者にて次の目的のために使用し、法令等に従い適正に管理する。

(1) 本事業の目的達成に係る事務手続き

(2) 麻生区役所が所管する、子育て支援事業等のご案内

附 則

平成 18 年 12 月 1 日 施行

附 則

平成 23 年 4 月 1 日 改定

附 則

平成 24 年 4 月 1 日 改定

附 則

平成 27 年 4 月 1 日 改定

附 則

平成 29 年 4 月 1 日 改定

附 則

平成 31 年 4 月 1 日 改定

附 則

令和 3 年 4 月 1 日 改定

附 則

令和 4 年 4 月 1 日 改定